

令和6年6月11日

奈良県地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）状況について

奈良県地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）については、令和6年4月11日に、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の7割を超えましたので、お知らせします。

●奈良県地区（令和6年6月11日現在）

要請状況	要請件数（件）	要請車両数（両）	要請割合（％）	地域の全車両数（両）
（最初の要請日） 令和6年4月11日	16	680	71.13	956
（3ヶ月経過日） 令和6年7月11日				

※※奈良県地区

奈良県

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から3ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の7割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係
電話：06-6949-6446